

死亡診断書と死亡届の手続き

死亡届はなるべく早く本籍地もしくは、住民地、火葬する場所の市区町村役場へ届けなければなりません。(戸籍法では7日以内)届出の方法は「用紙が死亡届と死亡診断書とで1枚」のものになっていますので、先ず診断書の方に医師が必要事項を記入して捺印したものに、届出人が死亡届を記入捺印します。

届出に必要なもの

- ・死亡診断書（死亡届を含む） 1通
- ・印鑑
- ・火葬料（地域によって異なります。）

※届出は、代理の方でも受付けてくれますし、役所の執務時間外や、休日でも当直の者が受付をしてくれます。

※事故死や急死の場合は、所轄警察署の検死を受けて「死体検案書」をもらって、それを死亡届に添付します。

※役所に届け出ると、そこで「火葬認可証」を受け取ります。式当日に火葬場へこの許可証を提出します。(許可証がなければ火葬できない)火葬が終わってから、火葬場管理者がこの書類に必要事項を記入して埋葬許可証として発行しますので、後日墓地や寺院に納骨するときに必要となりますから大切に保管してください。